

## 青森大学教授会規程

### (目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第54条の規定に基づき、各学部に設置する教授会について必要な事項を定めることを目的とする。

### (構成員)

第2条 教授会は、当該学部の教授をもって組織する。

2 必要あるときは、准教授、講師及び助教を加えることができる。ただし、第3条第3号及び第4号に規定する事項の審議を除く。

### (所掌事項)

第3条 教授会は、次の事項を審議する

- (1) 教育・研究基本の方針に関すること
- (2) 教育課程及び履修方法に関すること
- (3) 教授、准教授、講師、助教及び助手に関すること
- (4) 教育職員の留学及び派遣に関すること
- (5) 学則その他重要な規程に関すること
- (6) 学生の入学、退学、転学、留学、休学、復学及び卒業等に関すること
- (7) 学生の指導、賞罰及び除籍に関すること
- (8) 定期試験及び追・再試験等に関すること
- (9) 学長又は学部長が諮問した事項
- (10) その他学事及び学部運営に関すること

### (招集及び議長)

第4条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長が不在のときは、学部長があらかじめ指名した者が議長の職務を代行する。

### (定足数及び議決)

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 構成員のうち、長期研修または病気その他の事由のため3ヵ月以上、出席できない者は、定足数に含めない。

3 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (開催)

第6条 教授会は、定例とする。ただし、学部長が必要に応じて臨時に開催することができる。

2 定例教授会は、原則として毎月1回とする。

3 臨時教授会は、学部長が必要と認めたとき、これを招集する。ただし、構成員の過半数以上からの要請があったときは、招集しなければならない。

(構成員以外の出席)

第7条 学部長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ意見をきくことができる。

(議事録及び報告)

第8条 学部長は、教授会の開催の都度、選出された2名の署名捺印した議事録を作成し保管するとともに、その写しを添えて、審議の結果を学長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 教授会の庶務は、事務局が処理する。

(細則)

第10条 前条までに定めるもののほか、各学部において必要な事項は、学部細則において別に定める。

附 則

1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。